

## ◇福祉用具の同一品目複数貸与について

安八郡広域連合では、給付適正化の観点から同一品目を複数貸与する場合、理由書の提出をして頂くことになりました。

居宅サービス計画書に、福祉用具の同一品目を複数貸与する必要性を担当のケアマネジャー等が記載し、サービス担当者会議でそのことについて精査して、了承を得てください。その後、福祉用具貸与同一品目複数貸与理由書を作成して、安八郡各構成町の介護保険担当課経由、もしくは、直接広域連合へ理由書等の書類を提出してください。なお、同一品目複数貸与の承認については、後日担当ケアマネジャー等にご連絡します。

### 取扱い開始時期

---

令和3年(2021年)4月から

### 提出書類

---

- ・福祉用具貸与同一品目複数貸与理由書
  - ※ ホームページに様式を掲載してあります。
- ・居宅サービス計画書
- ・福祉用具のカタログ
  - ※ 現在貸与しているものと新しく貸与する予定のもの
- ・被保険者宅の平面図又は居宅の間取り写真
  - ※ 承認の判断する資料として必要です。
- ・主治医の連絡票

### 提出先

---

〒503—0126

岐阜県安八郡安八町中須410番地の1  
安八郡広域連合 業務係

※ 安八郡各構成町の介護保険担当課経由、もしくは、直接広域連合へ